

◇番号	201605
◇研究機関名	農業・食品産業技術総合研究機構
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成25年11月、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）に対する関東信越国税局からのDNA合成製品の納入において不適正な経理処理が行われている可能性があるとの指摘を受け予備調査を開始。 平成28年4月に統合した国立研究開発法人農業生物資源研究所（生物研）においては、農研機構が平成26年3月28日に公表した不適正な経理処理事案にかかる調査報告書（中間報告）を受けて、農業生物資源研究所においてもDNA合成製品等の契約に際して適正な経理処理がなされているかどうかについて調査を開始。</p> <p>【調査に至った経緯等】 予備調査の結果、不適正な経理処理が行われていたとの疑いが生じたことから、調査委員会を設置し調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 農研機構 調査委員会（内部委員3名、外部委員3名（弁護士1名、公認会計士2名）を設置して調査を実施。 生物研 調査委員会（内部委員1名、外部委員3名（弁護士1名、公認会計士2名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 農研機構 平成26年1月～平成27年12月 生物研 平成26年8月～平成27年12月 ・調査対象 平成18年度から25年度までの研究業務の遂行に必要となる可能性のある全ての研究用消耗品並びに成分分析・解析及び理化学機器の修理・保守等に係る役務 ・調査方法 ○取引業者に対する聞き取り調査・確認 予備調査において、不適正な経理処理を行ったとの疑義が生じた研究職員等と取引関係のあった取引業者に対する聞き取りを行うとともに、当該取引業者に関係する全ての書類の提出を依頼した。提出された書類を法人の関係書類と突合し不適正な経理処理の有無を確認した。 ○関係職員に対する聞き取り調査・確認 取引業者から提出された関係書類並びに予備調査において自ら申告した研究職員等及び取引業者からの申告で疑義があるとされた研究職員等への聞き取りにより、不適正な経理処理の事実確認を行った。 また、予備調査において、預け金等の不適正な経理処理に関与していないと申告した研究職員等に対する聞き取りを行い、関与の有無を再確認した。 併せて、研究職員等への聞き取りにおいて疑義が生じた経理担当職員等に対する聞き取りを行い、関与の有無を確認した。
◇調査結果	<p>【不正の種別】 預け金、一括払、差替え</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機、背景 調査開始時（平成26年1月）において、研究職員は必要な物品は必要な時期に適切に購入するという経費執行ルールに対する認識が欠如していた。 また、研究職員は物品等の調達や検収の契約手続きに関する理解不足等により、研究上の便宜を図ることを優先し、預け金等による研究用消耗品等の納入が、正規の経理処理による場合と比較して、①納期が大幅に短く、②年間を通じて随時発注が可能等から融通性の高い手法と思ったこと等が主な動機・背景である。 ・手法 研究職員は研究用品を随時に納入させるため、法人の調達手続きに従い調達部門が契約し納品させた試薬類及び研究用消耗品について、検収部門による検収を受けた後、取引業者に持ち帰らせ、預け金として管理させた。その上で、契約・検収部門を通さずに同社を相手に直接取引を行い、研究職員の指示する別の研究用消耗品等を直接研究職員に納品させた。（預け金）

研究職員は直接取引し納入された物品とは異なる試薬類及び研究用消耗品等が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を取引業者に作成させることなどにより、法人に代金を一括して支払わせるなどしていた。(一括払)

研究職員が取引業者に契約した研究用品の虚偽の納品書等を提出させるなど、契約した研究品が納品されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させ、法人に代金を支払わせ、実際には契約した研究用品とは異なる物品に差し替えて納入させるなどしていた。(差替え)

- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途(私的流用の有無)

農研機構

金額：36,772,700円

用途：研究用消耗品及び試薬類等

生物研

金額：27,022,857円

用途：研究用消耗品及び試薬類等

- ・私的流用の有無

私的流用の事実は認められなかった。

農研機構

配分機関	資金の種類別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究職員数
文部科学省	科学研究費補助金	1,203,289	2人
	科学技術総合研究委託	11,492,711	2人
科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業	590,734	1人
	革新技術開発研究事業	633,150	1人
日本学術振興会	科学研究費補助金	21,389,389	9人
	二国間交流事業共同研究	1,463,427	2人
計		36,772,700	13人(実人数*)

生物研

配分機関	資金の種類別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究職員数
文部科学省	科学研究費補助金	2,482,830	1人
	科学技術試験研究委託事業	781,536	1人
	科学技術振興調整費	14,197,153	3人
科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業	557,046	1人
日本学術振興会	科学研究費補助金	9,004,292	13人
計		27,022,857	15人(実人数*)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

調査委員会において預け金等の事実があったものと判断した。

その判断理由としては、取引業者から提出を受けた資料について契約及び納品等、法人の関係書類との突合の結果及び研究職員から預け金等の不正経理への関与の有無、関与があった場合は、その年度、業者名、金額、架空発注品名、手法、動機、業者とのやりとりの内容、用途、規程違反の認識の有無等について確認を行った結果に基づくものである。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- ①代理店等の取引業者の営業担当者と研究職員の直接的な接触

代理店等の取引業者の営業担当者と研究職員とが日常的に接触する中で、研究上の便宜を図ることが優先され、契約・検収部門を通さない直接取引が行われることとなった。

- ②会計・検収担当部門の対応

預け金等の場合、取引業者が、一旦、検収担当部門の検収を受けた研究用消耗品等を持ち帰り、研究職員の指示する別の研究用消耗品等を直接研究職員に納品するなどの行為を行っていることから、検収体制そのものを見直す必要がある。

- ③公的資金を使用しているという認識の不足

国民の税金を原資とする公的研究費は、用途のみならず執行方法も含めて透明

性を確保すべきであることへの意識や、必要な物品は必要な時期に適切に購入するという経費執行ルールに対する認識の欠如が不適正な経理処理につながっている。

④適正な契約手続きに対する認識の不足

物品等の調達や検収の契約手続きに関する研究職員の理解不足が主たる要因のひとつに挙げられる。また、契約とは異なる物品等を納入させた事例については、適正な手続きを経て購入するというルールを軽視したものであり、農研機構の職員として有すべき基本的な規範意識が欠如していた。

⑤預け金等の方法が、研究用消耗品等を使う立場から見れば、融通性の高い手法と思われたこと

研究を行う者にとって、研究を効率的に進める上で、必要な物品等を必要な時期に入手することが望ましいとの考え方が先行し、適正な手続きへの意識が欠如する傾向となった。このような点において、預け金等による研究用消耗品等の納入が、正規の経理処理による場合と比較して、(1)納期が大幅に短く、(2)年間を通じて随時発注が可能等から融通性の高い手法と思われたことは否めない。このことが預け金等の利用を招く動機の一つとなったと考えられる。

⑥会計システムのID、パスワードの管理の不徹底

研究職員への聞き取り調査の結果、予算を管理する自身のIDを同じ研究室の研究職員、あるいは、同じプロジェクトを担当している研究職員、場合によっては契約職員に伝え、会計システムからの購入依頼を行わせていたことが判明している。

本来、会計システムのID、パスワードは、予算管理の権限を有する者が責任を持って管理すべきものであるが、安易に他者にその内容を伝え、購入依頼の業務を行わせていた。結果として、予算を管理する者が知らないところで預け金をプールするなどの行為が行われることとなった。

さらに、農研機構として、他人にID、パスワードを教えて使用させた場合の処分等の規程が整備されていなかったことも要因である。

【再発防止策】

- ① 全ての取引業者と研究職員の直接的な取引を禁止することについて、全研究職員の誓約書の提出を求め、特に研究職員に対しては、行った際には懲戒処分を受ける旨の誓約書を提出させる等の措置を講ずる。
- ② 特殊な物品等であっても、発注書と納品書、物品等の照合等の徹底といった措置が確実に行われるよう必要な体制を構築するとともに、取引業者、研究職員、経理担当職員に対しての実地検査を実施するなど関連する内部統制の整備と運用について、その有効性を確保していく。検収に際しては、検収物品の写真を撮るなど検収が確実に実施されたことを確認できる仕組みを作るとともに、撮った写真を研究室等への抜き打ち監査等の事後チェックにも活用する。また、つくば地区の検収センターにおいて検収業務の一元化を導入する。
- ③ 不適正な経理処理の要因が、契約手続きに対する理解不足と規範意識の欠如であることに鑑み、全ての研究職員及び経理担当職員に対して、研究費を使用するにあたっての適正な手順やルール、不正対策に関する方針等についての研修を行い、不正防止に向けた意識の啓発を図る。
- ④ 上記の措置について確実な実行を促すために、監査室による内部監査に際しては、契約取引の多い取引業者に対し会計帳票等の提供を求め、不審な点が認められる場合には、臨時的な監査を行う。また、監査回数、日数を増加させ、研究現場の実態と問題点を把握し、適切な指導等を行う。
- ⑤ 農研機構においては属する各内部研究所独自の解釈で不適正な経理処理が行われることのないよう、購入依頼から納品・検収までの手続きをはじめ、研究費の使用について、わかりやすく解説した資料を活用するなど、農研機構本部が主体となりしっかりと全職員に周知する。
- ⑥ 農研機構が公表している調達等合理化計画に従い、公平性・透明性を確保しつつ、随意契約の弾力的な導入、単価契約の品目拡大により、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。
- ⑦ 会計システムのID、パスワードについては、他人に教えたり、使わせたりしてはいけないことをしっかりと周知徹底する。さらにパスワードは定期的に変更し、安易にID、パスワードの使い回しが起きないように指導する。

<p>◇その他 (研究機関が行った措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の処分 職員就業規則に基づき、関与職員に対して停職1ヶ月(1名)、停職15日(2名)、停職3日(2名)、停職1日(10名)、戒告(1名)、訓告(2名)の懲戒処分等を行った。 物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則に基づき、取引業者に対し、それぞれ4.5ヶ月、1.5ヶ月の指名停止措置を行った。 ・本件の公表状況 平成26年3月28日(金) 農研機構ホームページに第1回目の中間報告を公表 平成26年12月19日(金) 農研機構ホームページに第2回目の中間報告を公表 生物研ホームページに第1回目の中間報告を公表 平成27年12月22日(火) 農研機構及び生物研ホームページに最終報告を公表 平成28年3月18日(金) 農研機構及び生物研ホームページに関与職員の処分を公表 平成28年6月1日(水) 農研機構ホームページに納入業者の処分を公表
------------------------------	---